

2017年2月28日

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

代表取締役会長 後藤 亘 様

代表取締役社長 河内 功 様

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

放送番組審議会

「ニュース女子」問題への対応について（意見）

放送法は第6条（放送番組審議機関）第1項で、審議機関について「放送番組の適正を図るため」に設置することをうたっている。そのうえで、この審議機関は、第2項において、放送事業者からの諮問事項への審議とともに「放送事業者に対して意見を述べることができる」とし、第4項において「放送事業者は、審議機関が（中略）意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない」と定めている。

本放送番組審議会は、本日の審議会で審議対象となった「ニュース女子」（2017年1月2、9日放送分）への対応が「放送番組の適正を図るため」極めて重要であるとの認識で一致し、以下の2点について意見を具申することとした。社内で十分に検討のうえ、必要な措置を実施していただきたい。なお、その結果については改めて本審議会にご報告いただきたい。

- 1 視聴者などから指摘を受けた問題点について、指摘を真摯に受け止め、現地での追加取材を行い、可能な限り多角的な視点で十分な再取材をした番組を制作し、遅くとも2017年上半期中に放送するよう努めること。
- 2 持ち込み番組を含めた社内の考査体制について、更に検討を進めた体制を7月1日までに再構築するとともに、その一環として「持ち込み番組に対する考査ガイドライン」を制定し、周知のうえ、実効性を確保すること。

以上